

「環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する  
意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和7年3月28日（金）  
環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

「環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（案）」については、令和7年2月7日（金）から令和7年3月9日（日）まで意見募集を実施いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1．実施期間

令和7年2月7日（金）から令和7年3月9日（日）までの間

2．意見提出者数（意見件数）

7者（24件）

3．御意見と御意見に対する考え方

別紙のとおり

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

TEL：03-5501-3155      MAIL：hairi-jokaso@env.go.jp

## 「環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令」案にお寄せいただいた 御意見の概要と御意見に対する考え方

本指針改定案に対する御意見について、御意見の全体像がわかるよう、同旨の御意見はまとめて整理しております。

御意見の概要欄に記載された内容は、基本的にいただいた御意見から抜粋・整理したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>指定検査機関は、法第 57 条において「都道府県知事は、当該都道府県の区域において第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項本文の水質に関する検査の業務を行う者を指定する。」と規定され、「特定既存単独処理浄化槽に該当する有無」の判断は、何を根拠におこなうことになるのか。</p> <p>「特定既存単独処理浄化槽に対する指針改正案」は、各地方公共団体が執るべき基本的な考え方を示すものであり、指定検査機関と何ら関係がないのではないかと。施行規則（指定の基準）第 55 条の何項に基づくのか。</p>	<p>令和元年の浄化槽法改正による浄化槽法附則第 11 条第 1 項において、特定既存単独処理浄化槽は、「既存単独処理浄化槽であって、法第 11 条第 2 項の規定において準用する第 7 条第 2 項の規定による報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの」と規定されております。このように、特定既存単独処理浄化槽の該当性は、法定検査の報告その他の情報に基づき判断されるものです。</p>
<p>指定検査機関は、法定検査業務を行う者として都道府県知事から指定を受けているが、法定検査に含まれない「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」の判断は、何を根拠に行なうこととなるのか。「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針案」は、特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる考え方及び特定既存単独処理浄化槽に対する措置に係る手続きについて、各地方公共団体が執るべき基本的な考え方を示すとあり、指定検査機関向けではないと思料される。</p>	<p>令和 6 年 2 月 9 日付けで公表された総務省「浄化槽行政に関する調査」では「法定検査の結果報告書に、特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記すること」が勧告され、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて環境省が設置した浄化槽法施行状況点検検討会において、都道府県や業界関係者からヒアリングした結果や、有識者や都道府県、指定検査機関、業界関係者にご議論いただいた結果を踏まえ、この度、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針を改定し、現行の法定検査の判定結果に基づく客観的かつ明確な特定既存単独処理浄化槽の判定基準を定めることとしております。この指針改定に伴い明確化された判定基準に従い、特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無が指定検査機関から都道府県等に報告され、報告された情報に基づき都道府県等が行う特定既存単独処理浄化槽の判定が促進されるよう所要の改正を行うものです。</p>
<p>法定検査で「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」を判定することについて</p> <p>浄化槽は建築基準法上では建物附属設備と位置づけられており、その耐用年数は 15 年とされている。また、公害防止用減価償却資産の耐用年数表によると 18 年とされている。</p> <p>構造や使用状況にもよるが、一般的に耐用年数は 20 年～30 年とされ、平成 10 年、11 年の厚労省調査では、「FRP 製浄化槽の耐用年数は概ね 30 年」と設定されている。最も新しいと考えられる平成 13 年 3 月設置の単独処理浄化槽でさえ 24 年が経過し、大部分の単独処理浄化槽は既に耐用年数は相当経過していると考えられる。また、設置時期が不明なものも多い。</p> <p>そのため、経年劣化を考慮すると、全ての単独処理浄化槽に対して、いくら判定基準に則ったとは言え「おそれ無し」と太鼓判を押すような判定は、検査機関として非常に困難であると考えます。</p>	
<p>「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれ有」と評価されただけでは、特定既存単独処理浄化槽ではなく、特定既存単独処理浄化槽に該当するかどうかの判断については、これまで通り都道府県知事が行うという認識でよいかと。</p>	
<p>従前からの行政側の受検率向上における取組みや、台帳整備の進捗状況を正確に把握できているか。今回、指定検査機関から報告する規定が追加されても、判定を行う行政が制度を活用しない限り「特定既存単独処理浄化槽」の判定は進まないと思われる。については、指導する行政側の体制整備や支援策を検討すべきと考えます。</p>	
<p>指定検査機関は、特定既存に該当するおそれの有無を報告することになるが、指定検査機関は浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成 14 年 2 月改訂版）に則り判定を行っている。このため特定既存に該当するおそれの有無を判定するための方法を浄化槽法定検査判定ガイドラインの改訂などにより示していただきたい。</p> <p>指定検査機関が行う特定既存に該当するおそれの有無の判定は、法 11 条検査として実施し、その結果として行うものであり、一度きりの立入検査等での判定は行わないものであることとされたい。</p>	<p>今般、特定既存単独処理浄化槽の措置に関する指針を改定し、現行の法定検査の判定結果に基づく客観的かつ明確な特定既存単独処理浄化槽の判定基準を定めることとしており、現行の浄化槽法定検査判定ガイドラインにより特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無は報告可能と考えます。また、ご指摘のとおり、指定検査機関が行う特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無の判定は、法定検査の結果等に基づき行うものであり、一度の立入検査等により判定を行うものではありません。</p> <p>法 11 条第 2 項の規定において準用する第 7 条第 2 項の規定による報告に当たっては、法定検査で不適正判定とされた浄化槽に対して指導等を行うため各都道府県等と指定検査機関で必要な情報の共有が行われているものと考えられ、一例として、報告を行う浄化槽が不適正判定であった場合等に理由や所見等を記入する欄が報告書の様式等にある場合には、その欄に従来の記入内容に加え、「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」が記入されることを想定しています。</p>
<p>「浄化槽法定検査判定ガイドライン」は、平成 14 年 2 月に改訂されている（環境省 HP）が、規則改正に併せて、ガイドラインも改定していただきたい。</p>	

<p>法定検査において、特定既存単独処理浄化槽の判定をするにあたり、現場での外観、水質検査、書類検査それぞれの過程で確認判断のための時間・労力が増大するとともに、各種システムの再構築も必要となり、検査員の業務量や指定検査機関の負担は確実に増加する。</p> <p>指定検査機関に対する相応の財政支援は不可欠である。</p>	<p>なお、特定既存単独処理浄化槽に対する指導等を行うに当たって必要な体制を確保するために、各都道府県等から指定検査機関等に業務委託等を行うことが考えられ、その場合にあっては、循環型社会形成推進交付金の活用が想定されます。</p>
<p>検査結果書の記載について</p> <p>都道府県知事に報告する事項として、法第九条の二の第二項第七号を規定されるとのことであるが、浄化槽管理者に交付する法定検査結果書においては「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれ有り」の判定を明示する必要はあるのか。</p>	<p>今般の改正は法 11 条第 2 項の規定において準用する第 7 条第 2 項の規定による指定検査機関から都道府県知事への報告事項に係るものですが、検査結果書については、平成 7 年 6 月 20 日衛浄 34 号「浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について」通知において、浄化槽の維持管理の状況に関し、改善が望ましいと認められる事項又は改善を要すると認められる事項、維持管理に当たって留意すべき事項等を記入し、当該浄化槽の管理者に交付するものとしていることから、特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれについても記入されることが望ましいと考えます。</p> <p>なお、当該記入に当たって、写真等の添付は必須ではありません。</p>
<p>指定検査機関は、特定既存に該当するおそれの有無の結果は、従来の検査結果書に特定既存に該当するおそれの有無だけの記載としていただきたい。改正指針には、写真が添付された報告書とあるが、著しい破損等による場合は写真添付で確認されやすいが、漏水の場合は写真のみでの確認は難しい。</p> <p>特定既存に該当するおそれの有無の結果は、どのように検査結果書に記載するのか、写真等の添付は必須なのかどうか浄化槽法定検査判定ガイドラインの改訂などにより示していただきたい。</p>	<p>効率化検査等を採用している指定検査機関においても、一次検査で問題が検知された場合に二次検査を実施する方法や、定年周期でガイドラインに定める検査と BOD 検査等を組み合わせて実施する方法等、技術的妥当性を確保した上で適正に法定検査が実施されているものと承知しており、当該法定検査の結果に基づく「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」の判断が指定検査機関により異なることとはならないものと考えております。</p>
<p>指定検査機関によっては、効率化検査を採用している期間や BOD を測定しない機関もあると思われるが、「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」の判断が、指定検査機関によって異なることとならないか。</p>	
<p>検査方法が、効率化検査、基本検査、ガイドライン検査、BOD 検査を実施しない検査方法等、多岐に分かれている。各指定検査機関により判断が異なることに繋がらないのか。</p>	
<p>今後のスケジュール</p> <p>「施行 令和 9 年 4 月」とすること。</p> <p>理由：</p> <p>都道府県を通じ指定検査機関に、令和 7 年 4 月施行可能か、アンケート調査（検査体制の有無・経営面特に経費負担増）を実施されたい。</p> <p>検査員資格（国家資格・現場立入権の付与）の整備、及び教育（検査方法、対応相談に応じる能力等）についての徹底が必要です。</p> <p>効率化検査、基本検査、ガイドライン検査、BOD 検査を含まない 11 条検査等々検査方法を統一する。</p> <p>行政の補完検査と位置づけ、漏れなく全浄化槽が受検するシステムを構築すべき。</p>	<p>今般、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針を改定し、現行の法定検査の判定結果に基づく客観的かつ明確な特定既存単独処理浄化槽の判定基準を定めることとしており、各指定検査機関における現行の検査体制により対応可能であると考えられるため、施行時期は原案のとおり令和 7 年 4 月 1 日といたします。</p> <p>また、特定既存単独処理浄化槽に対する指導等を行うに当たって必要な体制を確保するために、各地方公共団体から指定検査機関等に業務委託等を行うことが考えられ、その場合にあっては、循環型社会形成推進交付金の活用が想定されます。加えて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については従前より循環型社会形成推進交付金の助成対象であるところ、令和 7 年度予算案では、新たに一定の要件の下で特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換費用に対する交付金を増額する助成制度を盛り込んでいます。</p>
<p>「施行日 令和 7 年 4 月」とあるが、指定検査機関が行う法定検査結果 報告書は、法定検査システムを用いて、検査員によって判定が異なるようにシステム化している。</p> <p>このため、特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を検査結果報告書に追記するためには、所要のシステム改修を要し、また、報告書の様式を変更し、印刷発注する必要がある。以上のことから、令和 7 年 4 月施行は困難であるため、猶予期間を設けていただきたい。また、可能であれば、システム改修に要する経費について財源措置をお願いしたい。</p>	
<p>省令の施行は、令和 7 年 4 月を予定されているが、当協会（指定検査機関）が特定既存に該当するおそれの有無の判定を開始する時期は、次の事情が整った後に開始することが相応しいことを理解してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定検査機関が特定既存に該当するおそれの有無を判定するための方法（根拠）の明確化</li> <li>・指針改正により、地方公共団体の求めにより指定検査機関により特定既存が生活環境等へ与える影響等の情報提供、説明、具体的改善策の説明、助言、提案、相談等を行うことになる。このため、浄化槽法施行状況点検検討会報告書中に示された指定検査機関の検査員に対する研修カリキュラム等が実施され関連知識の習得</li> <li>・特定既存への取組の実効性を高めるため、地方公共団体による文書指導等に対する抵抗感をなくすため浄化槽法改正案の 1 つである都道府県から浄化槽管理者への「維持管理義務通知」制度の具体的内容</li> <li>・指定検査機関において、これらの一連の事務を実施するにあたり発生する経費に対する支援の方法</li> </ul>	

<p>今後のスケジュール(予定)について</p> <p>公布: 令和7年3月下旬</p> <p>施行: 令和7年4月</p> <p>特定既存単独処理浄化槽の判断基準が令和7年2月20日時点で確定していない状況で、3月下旬公布4月施行は、現場の準備期間や体制整備期間が考慮されていないスケジュールであり、それを推進するための施策も併せて実施する必要があると考えます。</p> <p>第一に、4月施行ということは前月中の3月に実施した11条検査の報告から適用されるものと推察しますが、3月中に実施する11条検査において、未だ公布もされていないうえ、準備期間も全くない状態で指定検査機関に特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かの判断を求めることとなり、指定検査機関が対応出来るとは、到底考えられません。</p> <p>現状の浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく検査を実施する事で自動的に判断が可能ということで、どうしてもこのスケジュールを進めるといのであれば、指定検査機関の体制が整うまでは、特定既存単独処理浄化槽に該当するかどうかの判断を、指定検査機関に求めるのではなく、現状の検査結果から行政に判断いただきたいと考えます。</p> <p>第二に、指定検査機関に記載を義務付けるのであれば、環境省もしくは都道府県が検査員へ研修を実施する等周知に努め、指定検査機関の検査員が適正に判断するための対応準備期間を考慮し、施行日を延ばすことを検討頂きたい。</p> <p>第三に、併せて未受検者の指導の徹底、新たな補助制度の創設を行う必要があると考えます。</p> <p>指定検査機関の行政への検査結果報告に特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を記載する場合、管理者は検査を受けることで除却を含む指導を受ける可能性があることと認識し、法定検査の未受検を選択するのではないかと懸念します。そのため、行政が未受検者に対する指導を徹底すること及び特定既存単独処理浄化槽と判定された浄化槽管理者への追加の費用補助制度を創設することが必要と考えます。+アルファの助成が受けられるということであれば、全国的に低迷している単独処理浄化槽の受検率の向上につながり、特定既存単独処理浄化槽の判定・合併処理浄化槽への転換も進むのではないのでしょうか。</p>	
<p>単独処理浄化槽の法定検査受検率が全国で25%という低い水準であることについて</p> <p>特定既存単独処理浄化槽の判定に法定検査を活用するのであれば、全ての単独処理浄化槽の検査を行う取組みが必要であり、受検者と未受検者との公平性を担保しなければならない。</p> <p>受検者は法定検査手数料を負担しているにも関わらず、特定既存単独処理浄化槽の判定を受ければ除却や修繕を命じられ、さらなる負担を強いられる可能性がある。</p> <p>一方、未受検者は何ら情報は無く、行政の指導や罰則の適用に至らないことになる。</p> <p>今回の省令改正により、従前よりも不公平感が増し、更なる受検数の低下、ひいては公衆衛生上の問題を招く懸念がある。</p>	<p>今般、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針を改定し、11条検査を受検している浄化槽管理者と未受検の浄化槽管理者との公平性の観点からも、助言及び指導にとどまらず、勧告、命令、罰則という手続も含めて、浄化槽管理者に11条検査の実施を求める必要があるとした上で、協議会や報告徴収制度を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から漏水や著しい破損等を把握し、浄化槽をスクリーニングしたうえで選定を行い、特定既存単独処理浄化槽の把握を進めていくこととしており、引き続き法定検査受検率向上に向けた取組を求めつつ、未受検浄化槽については保守点検・清掃情報から把握を進めることとしています。</p>

その他、「環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令」案以外の浄化槽に関する御意見として、以下の御意見がありました。

- ・法定検査結果に誤りがあることが多い。特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を間違えてしまった場合には、浄化槽管理者や都道府県知事への影響が非常に大きいことから、指定検査機関に対してペナルティー(罰則規定の創設、法施行規則第55条第2項に明示する等)を科してはどうか。
- ・指定検査機関が作成する法定検査結果は、全て正しいわけではなく、毎月多くの検査結果の修正が行われている状況にある。また、都道府県や検査機関によって、異なる判定とならないよう、指定検査機関に対して、適宜周知・助言、指導等を行っていただく必要がある。
- ・単独処理浄化槽清掃後の水張りが不足しており、かつ浄化槽使用頻度が低い場合、槽内の水位は低い状況となってしまう。このような状態で、法定検査が行われた場合、漏水により特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれ有として判定されてしまう可能性がある。また、法定検査結果については、全て正しい結果とは限らず、誤りも多く認められている。こうした状況の中、今回予定している規則改正により、指定検査機関は、特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれ有の評価を各自治体へ報告する形になるが、自治体職員は対象の浄化槽1基ずつに対して、法定検査結果の精査、立入調査の実施、特定既存単独処理浄化槽に該当するか否か判断する必要があると思慮する。人口の少ない自治体においては、浄化槽行政に時間、金、人をかけることができないと思われるが、全自治体がこの制度を正しく運用できるのか疑問が残る。特定既存単独処理浄化槽に該当するか否か、迅速に判断するためには、指定検査機関が責任をもって判断するように制度改正すべきだと考える(難しいことは重々承知している)。制度改正を行う場合には、自治体職員の業務負担は全く考慮されないため、各市町村が実際に制度を運用できるのか検討した上で実施する必要があると考える。
- ・FRP浄化槽の漏水につながる可能性がある事象として、経年劣化および不具合の事象に分類できる事例として、剥離、ひび割れ、チョーキング、変退色、ふくれ、ピンホールなどがあるが、浄化槽には耐用年数についても何ら規定がない。また、RC浄化槽の漏水につながる可能性がある事象(ひび割れ、摩耗、コンクリート劣化等)も同様であるが、何れも清掃実施時(清掃実施でも)でないと確認が困難なことで、当然、写真判定可能な写真撮影は、不可能である。